



平成28年12月号（隔月発行）

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

遺言のすすめ 今年は応用編！



折に触れ、きりばたけ通信ではお正月に遺言書を書くことをお勧めしていますが、今回はちょっと細かい遺言書の書き方をご紹介します。

不動産の書き方

遺言書で不動産を誰かに譲りたい場合、その不動産が正しく特定されていないとせっかく書いた遺言書が無駄になってしまいます。そこで次のことをしましょう。

- ① 固定資産税納税通知書の後ろのページの「課税明細書」を見て、不動産の番号（地番や家屋番号といいます。）をチェックしましょう。
理由：札幌市内では、ほとんど場所で自宅住所≠自宅不動産の番号です。
自宅住所が「札幌市中央区南50条西50丁目1番2号」だったとしても、不動産の番号は「札幌市中央区南50条西50丁目34番5」だったりします。
- ② 「課税明細書」を持って、近くの法務局に行き、不動産の登記事項証明書（登記簿謄本）を取りましょう。
- ③ 遺言書に、登記事項証明書（登記簿謄本）どおりに不動産を記載しましょう。

例 次の土地と建物は妻・Aに相続させる。

土地：札幌市中央区南50条西50丁目34番5

宅地 100㎡01

建物：札幌市中央区南50条西50丁目34番地5 家屋番号34番5

居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 50㎡07 2階 50㎡08



なんだか面倒だけど、これは実はとても重要なんだよ。自宅を妻に渡したい、自宅だから住所だろうと記載をしても、住所の表記と建物を特定するための「家屋番号」は違うことが多い。



地域によって違うよね。住所が ○番地○ ではなく、○番○号 だと一層要注意だ。



場合によっては、せっかく書いた遺言書なのに、建物の特定が出来なくて、あげたい人へ名義変更が出来ないということだってありうる。結局相続人のみんなから判子をもらわなくてはならなかったりするんだ。



それはとても残念だよ。自筆証書の遺言書は全て自署しなければならないのだけれども、不動産の書き方は字数も多くて大変だから、不動産を含む財産の内容（財産目録）についてはパソコンで作ったものでも有効にしてはどうか、という法改正の検討がなされているけれど、残念ながらまだ実現はしていないんだ。



劇団『リーガルいち座』やっています



リーガルサポート札幌支部では、会員の司法書士による劇団『リーガルいち座』を結成し、①遺言 ②成年後見制度をテーマにした寸劇と解説をセットにして、札幌近郊で開催される講演会やセミナー等に派遣しています。

冬には芦別、春には喜茂別。他にも札幌市内をはじめ、苫小牧に江別、南幌そして岩見沢と、『リーガルいち座』は今年も多くの上演の機会に恵まれました。お呼びくださいました団体や当日お越しいただきました皆様へ、心より御礼申し上げます。

市民の皆様へ、遺言や成年後見について知っていただく、きっかけになればと、有志で劇団を結成したのが3年前。「ハタでも一生懸命」と肝に銘じて迎えた記念すべき初舞台は江別でした。幸いにもご好評をいただき、それ以降、たくさんの公演依頼をいただいております。

遺言にせよ成年後見にせよ、制度の利用を考えるにあたっては「向き合う」ことが大切なのだと思います。家族や本人と向き合うことで、その先に必要なことが見えてきます。これは私たちにとっても同じで、舞台を通して皆様と向き合うひときは、ほんのわずかでもお互いに大切な一歩を踏みしめているのだなという実感をいつも与えてくれます。

当日わざわざ時間を割いて観に来てくださる皆様に、何かひとつでもお役に立てることをお伝えしたい。一同そんな気持ちで、相も変わらず「ハタでも一生懸命」上演させていただいております。

とはいえ、皆様には肩肘を張って観ていただく必要はありません。「司法書士が来て何かやってたわ」と記憶に留めていただければ充分です。そして、必要な時がきましたら、どうぞ私たちが思い出していただき、お気軽にご相談ください。

主役  より

(↓こんな感じでやっています↓)



リーガルサポートって？

成年後見をがんばっていこう、という司法書士によって設立された有志の団体です！

全国に50支部あります。

札幌支部では、劇団「リーガルいち座」をはじめ、成年後見制度や遺言に関する勉強会等に講師を派遣しています。

詳しくは公式サイトをご覧ください。

<http://www.ls-sapporo.jp/>



炊き出しやっています



札幌司法書士会では、年に2回、路上生活を送る方を支援するために「炊き出し」を行っています。

暖かい食べ物、衣料品の提供、散髪サービス、プチ法律教室など盛りだくさんです。

次回は下記日程で開催します。

平成29年2月4日(土曜) 18時～

場所 わくわくホリデーホール

(札幌市中央区北1条西1丁目)

編集後記

今年の流行語大賞にもノミネートされた「保育園落ちた日本死ね」。言葉の強烈さから、保育園の待機児童問題がクローズアップされ、多くの議論を呼びました。

きりばたけ通信は、今年4回にわたり、「司法書士の子育て座談会」を連載し、保育園の問題だけでなく、貧困の問題や、働き方の問題など、いろいろな視点から社会問題を取りあげてきました。

遅ればせながら、札幌司法書士会では、出産、育児を理由とする会費の減免について議論しているところです。

自営業である司法書士は、産休や育休もないため、たとえ仕事をその期間休んでいたとしても、会費を減免されることはありませんでした。

「あらゆる人にとって住みよい社会ってどういう社会だろう?」、きりばたけ通信は来年もそんな視点にたって、発信を続けていきたいと思えます。(K. S)